

琉球政府文書の特徴と整理保存の現状について

金城 功

1 戦後沖縄の統治機構等について

米軍が沖縄本島に上陸したのは、1945年4月1日のことでした。その日にニミッツ海軍元師は琉球列島軍政長官として「米国海軍軍政府布告第1号」（いわゆるニミッツ布告）を發布し読谷村字比謝に米国海軍軍政府を設立しております。1945年9月7日、日本軍が嘉手納で降伏文書に調印したことによって沖縄戦は終結し、同年9月21日琉球列島米国軍政府が本格的に設立されております（照屋栄一著『沖縄行政機構変遷史』8ページ）。米軍による占領当初は、海軍によって統治されていましたが、1946年7月1日付で海軍から陸軍にバトンタッチされております。

1950年12月15日付で統治機構の改革があり、琉球列島米国軍政府から琉球列島米国民政府に変わっております。

その後1957年以降沖縄は国防長官の管轄下におかれ、統治の最高責任者は高等弁務官ということになります。他方、戦後の沖縄側の政府

機構はどう移り変わったのか概観することに致します。

1945年8月15日は終戦記念日ですが、その日に本島中部石川市に沖縄の各界の指導者が集められ、沖縄諮詢会が発足しております。15名の委員で構成されました米国軍政府の諮問機関でした。沖縄諮詢会にかわり沖縄民政府が発足したのが1946年4月24日でした。知事が任命され、最初の知事は志喜屋孝信氏でした。

先島では支庁にかわり1947年3月にそれぞれ民政府が発足しております。選挙によって選出された知事を首長とする群島政府が発足したのが、1950年11月でした。宮古・八重山にも群島政府が成立しております。また、1951年4月1日に琉球臨時中央政府が樹立されたため2つの政府が併存することになっております。1952年4月1日に琉球政府が、発足することにより群島政府と琉球臨時中央政府が廃止され、先島を含めての政府が成立したことになります。

この報告の主題になっております「琉球政府文書」とは1952年4月1日にスタートした琉球政府によって作成され収受された文書のことで、諮詢会、民政府、群島政府の文書も僅かながら残されており、それらの文書は琉球政府文書とは別に整理されることになると思います。残されている諮詢会や民政府の会議録は、『沖縄県史料』の中に収録され出版をいたしております。

戦後一時期の文書の保存がごく僅かなのは沖縄の戦後の建物事情や度重なる移転との問題も絡んでくるものと思います。他の都道府県では文書館・公文書館の中心をなす文書といえ、戦前のものということになると思いますが、沖縄の場合は去る大戦で文書が灰燼に帰したため現在のところ琉球政府文書が中心になるものと考えております。

2 琉球政府文書保存に向けて

1969年11月22日の佐藤首相とニクソン大統領の会談によって、沖縄の施政権の返還を1972年に行うことが決まった以降復帰に向けての諸準備が進められることになりました。歴史資料の調査・収集・保存を行なうと共に『沖縄県史』の編集を業務としていました当時の沖縄史料編集所にとっては、米国統治下の琉球政府文書の保存をどうするかということが急務を要することでした。

琉球政府の全文書に網をかけることは出先の機関であった史料編集所の手にあまるものでした。保存について琉球政府総務局文書課に働きかけ保存の方向へ動き出すことになりました。

琉球政府は1971年(昭和46年)10月には特に国政に関する琉球政府文書の保存のあり方について次の点を確認しております。

- (1) 戦後沖縄の根本資料である琉球政府関係資料を散いつさせることなく、たとえ「国政に関する資料」であっても、琉球政府時代の資料は現地沖縄に保存するという基本姿勢を堅持する。
- (2) したがって行政資料の収集・整理保存および公開利用を期するために、「政府関係資料の現地保存」と「公開利用」の基本原則を確認する。

そのような確認のもとに国政に関する文書であっても現用以外の文書は保存されることになりました。

琉球政府は1972年(昭和47年)1月の局長会議において「琉球政府公文書類の引継ぎ要領」を決定し復帰時点における公文書の引継ぎ保存のことをきめております。

- (1) 現在および復帰直前に琉球政府が保有する公文書(資料を含む)類は沖縄県に引継ぐものとする。
- (2) 国の機関に引継ぐ事業に係る文書は現地保存を原則として県内の出先機関に引継ぐものとする。
- (3) 琉球政府各機関が現在保有する文書は完結又は保存年限を過ぎた文書でも廃棄しないものとする。

県に移行する機関の文書は倉庫(保存所)に持ち込まれたが、国に移る機関は史料編集所の職員が回り文書を集めました。多くの場所で故紙の回収業者と鉢合せになり文書の奪いあいをしたこともありました。資料の収集が如何に体力を必要とするかをつくづく感じました。

沖縄の施政権返還が決まると米国は専門官を派遣して文書の本国輸送に着手したようです。専門官の派遣は新聞で知ったのですが派遣されてきた専門官とは米国のナショナルアーカイブスのアーキビストではなかったかと思っております。そのことを知ったときにあらためて米国の文書保存に対する姿勢を認識した次第です。

3 琉球政府文書の整理を民間業者に委託

沖縄県総務部文書学事課は琉球政府を退職した方を嘱託にして、昭和51年から琉球政府文書の整理に取り掛りましたが、思うように進みませんでした。そこで文書学事課として思いついたことが、文書の整理を民間の業者にさせることであった。

消えた琉球政府の公文書とはいえ公文書を民間の業者に整理させるということは文書学事課としては実に思い切った考え方ではなかったかと思う。公文書の整理となると、矢張り初めに考えるのは秘密保持の問題ですが、消えた琉球政府の文書ということと業者との約束をきちん

としておけばあまり問題にならないと判断したようです。

文書学事課としても整理について細かい計画があった訳ではなかった。委託をうけた沖縄マイクロセンターにしても、整理についての確かな方法を確立していた訳でもなかった。マイクロフィルム関係の仕事をおこなっている沖縄マイクロセンターの渡口専務は、文書整理についていろいろな方の意見を聴取したようです。コンピューターによる検索をも念頭において整理の方法を編み出し、整理を進める中で整理の方法論を補強していったようです。

文書整理の監督は勿論県が行っているが、その整理の方法を編み出したのは沖縄マイクロセンターであります。文書整理についての考え方は、渡口善明氏の著書『琉球文書がうったえるもの』の中で展開されております。例え消滅した琉球政府の文書とはいえ、その整理を民間の業者に委託することは、県にとっても業者に

とって新しい整理の方法でありました。

問題なく整理が進行しているためその方法を取り入れて、現在沖縄本島中部の北谷（ちゃたん）町は現用文書をも含めて整理を委託しております。

4 整理と保存

文書は倉庫に集積され足の踏み場もない状態でしたので作業空間を確保することが先決問題でした。古びたコンテナを倉庫の横に並べそれに文書を一部移して何とか作業場を確保するありさまでした。限られたスペースのなかで面の利用と空間の利用をどうするか、一度キャッチした文書を逃がさないためにはどうした方が良いのかを考えて出てきたのが段ボール箱を効果的に利用することでした。書架も置けない状態でしたので保存も箱を一つの単位にしました。ために度々の移転にも文書が入り乱れることなく保存と利用が可能になっております。

(沖縄県立図書館)